

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル
～「学校の新しい生活様式」～
(2020.5.22 文部科学省通知に基づいています)

コロナ感染拡大防止にむけての生徒対応

校舎に入る前(玄関前)にて行う

朝：生徒は、健康観察カードの点検を教職員から受ける。
(自宅での健康観察(本人の検温・同居家族の状況記入等)をし、健康観察カードの記入して、登校する。

あり

37.5℃の熱 or かぜなどの症状チェック項目がある場合、無理に登校せず自宅待機する。

*健康観察を続け、改善しない場合は、かかりつけの医師や保健所に相談するように保護者へ伝える。

学年の教員に申し出る。被服室にて問診・検温。
37.5℃以上の熱や授業に参加できない症状(自己申告)がある場合は早退とする。下校時間の記録。

*保護者へ連絡がつかない場合は、1階受付奥の和室にて保護者へ連絡がつくまで待機させる。(換気)

*その際、和室横の受付に教員が1人付く。

*帰宅後も健康観察を行い、改善しない場合はかかりつけ医師や保健所に相談するように保護者へ伝える。

なし

生徒登校。玄関前で、靴の消毒をして、手指の消毒を行う。
教室で朝学活時、担任(副担任)が健康観察を行う。
石けんでの手洗いとうがいを適宜行う。

体調不良

けが・メンタル

保健室にて、通常の手当と対応を行う。

★「健康観察カード」

- ・教員は、登校時に健康観察カードの点検とサインする。
- ・登校時、カード忘れの生徒は職員室へ行かせる。職員室で検温と毎カードの記入